

## 第2編 基本構想

### 第1章 基本方向

人口減少・少子高齢化に対応した持続可能性の確保を柱に市政運営を進めていくとの考えのもと、今後の本市における重点課題を踏まえて、これを分野横断的に整理し直すことで、本市が目指す基本方向を次のとおり示します。

#### (1) 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

地震や風水害といった大規模災害に対する対策を進め、地域全体のレジリエンス（回復力、復元力、しなやかさ）を高めるほか、医療環境の充実を図り、すべての市民がどのようなライフステージにあっても健康で安心して暮らせるまちをつくれます。

#### (2) 明日を担う人を育む未来に向けたまちづくり

安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、子どもたち一人ひとりが柔軟かつ主体的に未来を切り拓いていくのに必要な能力を育むための教育の充実を図ります。

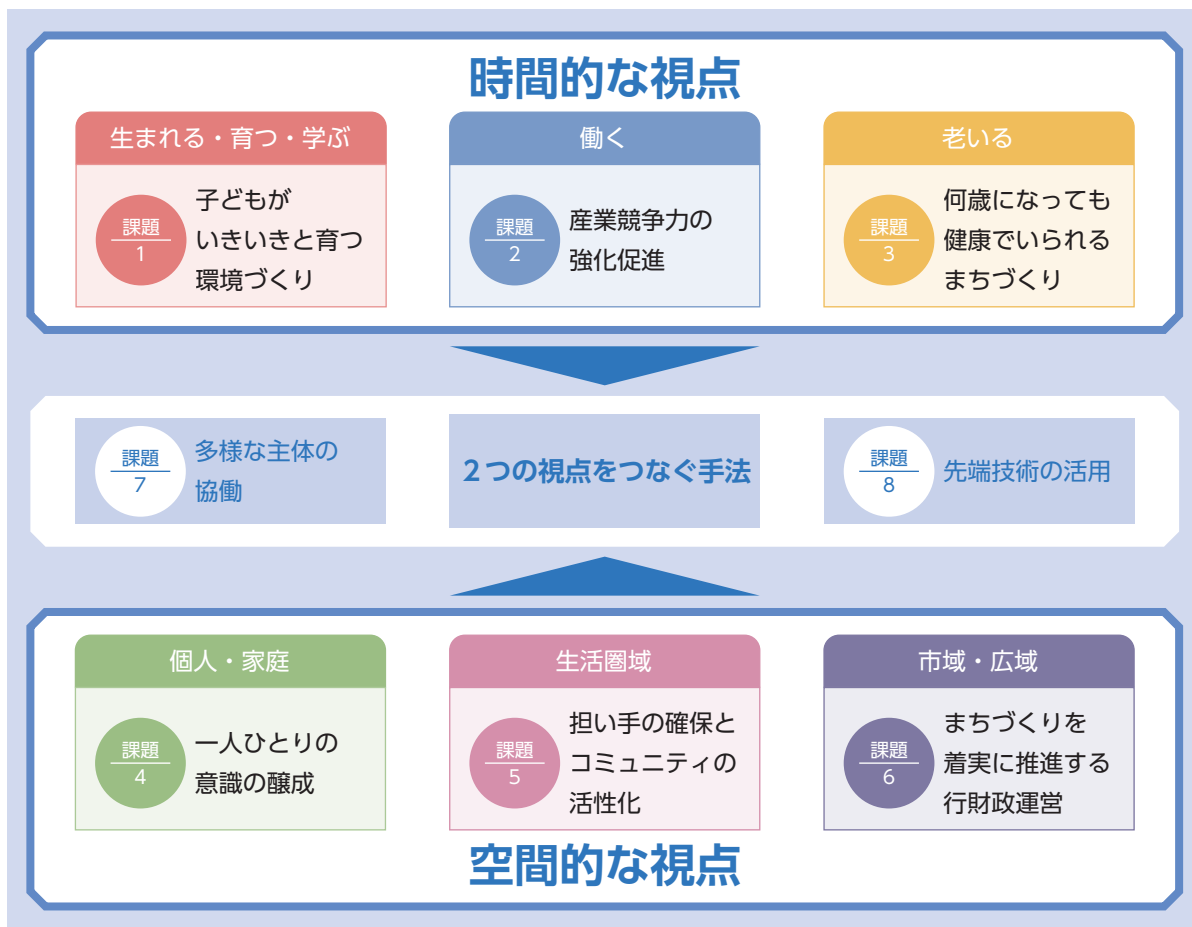
#### (3) 一人ひとりの地域参加で拓く協働のまちづくり

自治会をはじめとした地域コミュニティの活性化を図るとともに、企業や外国人など、従来はまちづくりへの参加が少なかった多様な主体も、重要な担い手として捉え、「オール茂原」で協働のまちづくりを進めます。

#### (4) 地域資源を活かしたにぎわいあるまちづくり

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）開通によるアクセス向上を契機に、地域全体の産業競争力の向上に取り組むほか、歴史や文化、自然といった地域資源を活かしたシティプロモーション、先端技術の活用による地域活性化を推進し、にぎわいあるまちをつくれます。

まちづくりの重点課題



基本方向



将来都市像

基本方向の先にまちの将来像を見据える

# 未来へつながる「交流拠点都市」もばら

### 第2章 将来都市像

第1章の基本方向に沿って、本構想の目標年次である令和12（2030）年度において、本市が目指すべき将来都市像は以下のとおりとします。

## 未来へつながる「交流拠点都市」もばら

「未来へつながる」という言葉には、いくつもの目指すまちのイメージが込められています。

- 安全安心を基盤に、将来にわたり持続していくまち
- 未来を担う世代を育み、歴史と伝統を伝えていくまち
- 市民、企業、行政をはじめとしたいくつもの主体がつながり協力し合いながら創り上げるまち

そして、まち全体として、人や物が集い行き交う「交流拠点都市」となることを目指します。

- 圏央道を中心とした交通網により首都圏の主要都市や成田、羽田両空港とつながる活気のあるまち
- 一人ひとりの想いや取り組みが、コミュニティ、市全体、周辺地域での交流へと広がり、新たな可能性が生まれるまち

# 将来都市像

## 未来へつながる「交流拠点都市」もばら

### 将来都市像を実現するための基本政策

#### 市民生活 に関する基本政策

##### 教育文化

人が育ち文化と歴史がとけあうまち

##### 健康福祉

誰もが自分らしく健康に暮らせるまち

##### 産業振興

未来への活力とにぎわいがあるまち

#### 都市づくり に関する基本政策

##### 安全安心

しなやかで安心して住めるまち

##### 都市環境

利便性と落ち着きが共存するまち

#### 計画推進に関する基本政策

協働推進

市民が主役の持続可能なまち

### 第3章 基本政策

第2章で示した「将来都市像」を実現するため、「序論」の「まちづくりの重点課題」にて整理した視点も踏まえ、次のとおり6つの基本政策を示します。

#### 【市民生活に関する基本政策】

#### 1 人が育ち文化と歴史がとけあうまち《教育文化》

子どもたち一人ひとりが個性を生かし、他者と協力しながら自立して生きることができる能力と、豊かな人間性を育むため、学校・地域・家庭が協働して教育環境整備に取り組みます。

また、市民誰もが、興味・関心に応じて気軽にスポーツや生涯学習、芸術文化活動に取り組むことができ、健康づくりやコミュニティの活性化、伝統芸能の保護につながるような環境の整備を進めます。

さらに、国際理解の促進や国際感覚の醸成を図るとともに、外国人市民とともに暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指します。

#### 2 誰もが自分らしく健康に暮らせるまち《健康福祉》

市民が互いに助け合う地域共生社会づくりを進めることで、未来を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して楽しく子育てできるような、また高齢者や障害のある方が、個人の状況や適性に応じて、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できるような環境の実現を目指します。

また、心身ともに健康で豊かな潤いのある生活を実現するため、市民主体の健康づくりを支援して健康寿命\*を延ばすとともに、地域の医療体制の整備に努めます。

さらに、市民が安心して生活を送ることができるように、社会保障の健全運営と相談機能を充実させるとともに、生活困窮に陥った方に対しては自立した生活へ向けた支援に努めます。

#### 3 未来への活力とにぎわいがあるまち《産業振興》

豊富な地下資源と良好なアクセスを生かし、農業に関しては生産基盤の整備や農用地の保全に努めながら、担い手の育成支援や法人化を促進し、工業に関しては技術開発の支援、戦略的な企業誘致を進めることで、地域全体の産業競争力を高めます。

また、中心市街地のにぎわい創出や活性化に取り組むとともに、中小企業の経営支援や起業・創業支援に努めます。

さらに、新たな観光資源の開発を行うとともに、歴史や伝統をはじめとする地域の持つ様々な魅力を積極的に発信することで、移住定住の促進に努めます。

## 【都市づくりに関する基本政策】

### 4 しなやかで安心して住めるまち 《安全安心》

市民の生命、身体及び財産を守るため、関係機関との協力により河川の改修・維持管理や内水対策などを推進するとともに、防災教育や地域における防災活動の核となる人材の育成に努め、自助・共助の取り組みを強化します。

また、犯罪のない明るく安全な地域社会づくりを目指し、防犯教育や啓発活動などを通じて市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。

さらに、子どもや高齢者をはじめ、誰もが通行しやすい道路等の整備に努めるとともに、交通安全意識の向上を図ることで、安全で便利な交通環境の実現を目指します。

### 5 利便性と落ち着きが共存するまち 《都市環境》

都市計画マスタープランや景観計画に基づき、自然豊かな環境と共生し、ゆとりと豊かさを実感できる快適な生活空間を形成するため、計画的な市街地の整備に努めます。

また、圏央道をはじめとする広域幹線道路による、物流・観光等への波及効果を最大限に生かすことができる道路網の整備に努めるとともに、高齢化に伴い重要性が増している路線バスなどの地域公共交通について、利便性が高く持続可能なネットワークの形成を図ります。

さらに、市民等との協働により、環境美化やごみの減量化、温室効果ガスの排出抑制等に取り組むことで、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を目指します。

## 【計画推進に関する基本政策】

### 6 市民が主役の持続可能なまち 《協働推進》

市民が積極的にまちづくりに参加できるように、市政に関する情報の発信・公開と、参加しやすい多様な機会の提供に努めるとともに、市民活動の基盤となる地域コミュニティの活性化や市民活動団体等の育成を図ります。

また、あらゆる人々が活躍する社会の実現に向けて、すべての市民がそれぞれの個性や生き方等の違いを認め合い、尊重し合う差別のない社会づくりを進めます。

さらに、多様化する行政需要に対応するため、組織機構や行財政運営を適宜見直し、情報通信技術や民間活力を取り入れる、関係する市町村と相互に連携・協力するなど、創意工夫をもって持続可能な市政運営に努めます。

